

浅川町における女性職員の活躍の推進に関する

特定事業主行動計画



女性が輝く職場づくりのために・・・
多様な働き方を実現するために・・・

浅 川 町

令和8年3月

はじめに

浅川町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、浅川町長、浅川町議会議長、浅川町教育委員会教育長が合同で策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、浅川町特定事業主行動計画検討委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- (1) 令和12年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、令和6年度の実績（10.1日）より引き上げ、12日以上にする。
- (2) 令和12年度までに、月に45時間以上超過勤務を行う一般事務職員（常勤）の割合を、令和7年度の実績（15.5%）より引き下げ、5.0%以下にする。
- (3) 令和12年度までに、課長相当職にある職員に占める女性割合を、令和7年度の実績（33.3%）より引き上げ、40%以上にする。
- (4) 令和12年度までに、課長補佐相当職にある職員に占める女性数を、令和2年度の実績（40.0%）より引き上げ、50%以上にする。
- (5) 令和12年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を100%にする。

- (6) 令和12年度までに、職員採用試験における受験者総数に占める女性割合を、50%以上維持する。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施することとする。

- (1) 前年度に続き、令和8年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- (2) 前年度に続き、令和8年度より、毎週金曜日を定時退庁日に設定するとともに、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- (3) 前年度に続き、令和8年度より、各課等において職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。
- (4) 前年度に続き、令和8年度より、出産を控えている男女に対し、管理職員（又は人事担当部局）から、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇等）の活用促進に関する助言を行う。
- (5) 前年度に続き、令和8年度より、組織として、イクメン・イクボス宣言など男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。
- (6) 令和9年度からの新規職員の採用について、民間企業の媒体も積極的に活用し職員募集を行う。
- (7) 令和9年度より、会計年度任用職員について、必要な業務研修を実施する。
- (8) 令和8年度よりセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの職員相談窓口を設置する